（顧客勘定元帳）

第百六十四条　第百五十七条第一項第九号の顧客勘定元帳には、顧客が行う取引（媒介又は代理に係るもの及び有価証券等清算取次ぎを除く。）に関し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　信用取引、発行日取引（国債の発行日前取引を除く。）、選択権付債券売買、市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引（次項第二号において「信用取引等」という。）次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　取引の種類（第百五十八条第一項第三号ロ、ハ、ニ⑵、ホ⑶及びト⑵を除く。）

［ホ～ヲ　略］

二　［略］

［２・３　略］

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条　法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～十五　略］

十六　顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付をしないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該有価証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。

［十七～二十八　略］

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（顧客勘定元帳）

第百六十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　取引の種類（第百五十八条第一項第三号ロ、ハ、ニ⑵及び⑶、ホ⑶並びにト⑵を除く。）

［ホ～ヲ　同上］

二　［同上］

［２・３　同上］

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条　［同上］

［一～十五　同上］

十六　顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該受益証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。）。

［十七～二十八　同上］

［２・３　同上］

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

府　令・省　令

○内閣府・総務省令第三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）及び医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。